

平成26年第4回府中町議会定例会

会議録（第3号）

1. 開 会 年 月 日 平成26年12月12日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 平成26年12月16日（火）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（17名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 議長   | 中 村 元 信 君 | 副議長  | 繁 政 秀 子 君 |
| 1 番  | 小 菅 卷 子 君 | 4 番  | 益 田 芳 子 君 |
| 5 番  | 山 口 晃 司 君 | 6 番  | 上 原 貢 君   |
| 7 番  | 海 渡 弘 信 君 | 8 番  | 西 友 幸 君   |
| 9 番  | 中 村 勤 君   | 10 番 | 慶 徳 宏 昭 君 |
| 11 番 | 山 西 忠 次 君 | 13 番 | 力 山 彰 君   |
| 14 番 | 岩 竹 博 明 君 | 15 番 | 加 島 久 行 君 |
| 16 番 | 中 村 武 弘 君 | 17 番 | 梶 川 三樹夫 君 |
| 18 番 | 林 淳 君     |      |           |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（1名）

12 番 木 田 圭 司 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
- 3 請願第1号 小学校卒業までの医療費完全無料化を求める請願
- 4 議員提出第7号議案 「女性が輝く社会」の実現に関する意見書について
- 5 議員提出第8号議案 府中町議会議員定数条例の一部を改正する条例について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町 長 和多利 義 之 君

|               |        |
|---------------|--------|
| 副町長           | 佐藤信治君  |
| 教育長           | 高杉良知君  |
| 企画財政部長        | 高石寛智君  |
| 総務部長          | 寺尾光司君  |
| 福祉保健部長        | 末釜由紀夫君 |
| 生活環境部長        | 梶川幸正君  |
| 建設部長          | 河中健治君  |
| 向洋駅周辺区画整理事務所長 | 土手澄治君  |
| 消防長           | 中川和幸君  |
| 教育部長          | 金藤賢二君  |
| 福祉保健部次長       | 立石佳之君  |
| 生活環境部次長       | 坂本雅司君  |
| 教育次長          | 野津田隆利君 |
| 総務課長          | 榎並隆浩君  |
| 町民生活課長        | 金光一隆君  |
| 建設課長          | 藤原進吾君  |
| 総務課長（教委）      | 森本雅生君  |
| 社会教育課長        | 池口豊記君  |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 8. 職務のために会議に出席した者

議会事務局長 花田智史君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 9. 議事の内容

（開議 午前 9時31分）

○議長（中井元信君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員17名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、平成26年第4回府中町議会定例会第3日目の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定をいたしました。

○議長（中井元信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は８番西議員、９番中村勤議員を指名いたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（中井元信君） 日程第2、一般質問を議題に供します。

今日は、厚生関係の質問から行います。

厚生関係、第1項、避難所の管理について、13番力山議員の質問を行います。

13番力山議員。

○ 13 番（力山 彰君） 皆さん、おはようございます。避難所の管理について質問させていただきます。

まず、大雨や台風などにより、災害の発生の可能性が生じたときには、避難勧告や避難指示が発令され、避難所が開設されます。避難勧告や避難指示は、気象庁の情報をもとに判断して発令されますが、避難までに時間的余裕がある場合は、この手順で問題はありません。

しかし、近年、気象庁で予測できなかった局所的豪雨により、崖崩れや土石流が発生し、多数の人命が失われる災害が日本各地で起きている現実があります。

広島においても、８月２０日未明に降った局所的豪雨により、安佐南区、安佐北区で土砂災害が発生し、多数の命が失われました。役所から避難指示が発令されたのは、この災害が発生した後でした。

人間は、雨の降り方の状況により危険性を察知し、避難勧告や避難指示が発令されなくても、避難所に自主的に避難することもあります。また、大地震が発生した場合には、家に被害を受けた人々が避難所に集まってきます。このような緊急の場合には、役場から鍵を持って避難所をあけに来るのでは間に合わないだろうし、道路状況など、いろいろな事情ですぐには避難所に来ることができないこともあろうかと思います。

そこで、役場から避難所をあけに来ることができない場合でも、避難する人々が避難所に確実に避難できるよう、避難所の鍵を避難所に隣接する町内会、自主防災会に

預けることができないか、お伺いします。

また、毛布、非常食、水などの避難所で使用する防災用品は防災倉庫に一括して保管され、避難所開設時に避難所に搬入することになっておりますが、これについてもすぐには搬入できないことも考えられますので、あらかじめ各避難所にそれぞれある程度の量を保管しておくことはできないか、お伺いいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（梶川幸正君） 皆さん、おはようございます。生活環境部長でございます。13番力山議員の避難所の管理について、御答弁をさせていただきます。

議員御質問の役場から避難所をあげに来ることができない場合でも、避難する人々が避難所に確実に避難できるよう、避難所の鍵を避難所に隣接する町内会、自主防災会に預けることができないのかについてでございますが、避難所となっている施設の避難所開設については、避難所管理運営マニュアルにより、避難所管理責任者を配置し、避難所運営の準備や開設に備えており、大雨や台風などの気象情報により、災害のおそれがある場合を予測できる場合は、早期の開設準備により、避難勧告等による避難については対応できる体制をとっているものでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、大規模地震のような事前に予測できない災害については、避難所の開設に時間を要する事態が予想されます。このような事態でも、速やかな避難所の開設ができるような体制を整えるため、施設管理者と協議してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の御質問の備蓄品をあらかじめ各避難所にそれぞれある程度の量を保管しておくことはできないのかについてでございますが、備蓄品については、被害想定調査結果等をもとに備蓄目標を設定し、災害が発生した場合、円滑に物資等を町民に届けることが可能となるよう、備蓄計画を立て、平成24年から非常用食料品と非常用毛布等の備蓄を行っているところでございます。

非常用食料品については、被害想定調査結果等をもとに算出した避難所生活者に対し、発災直後の2食分を備蓄目標としており、限られた備蓄品を効率かつ有効に活用するには、府中町の地理的要素を含め、備蓄品を一括集中管理する方法が最も合理的であるということから、国の補助を受けて備蓄倉庫を整備し、備蓄品を一括集中管理

しておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） 2 回目の質問はございますか。

1 3 番力山議員。

○1 3 番（力山 彰君） どうもありがとうございました。今、回答の中に、避難所の管理者が管理してすぐあけるようになってから大丈夫だよというようなことがあったんですが、これ具体的にはどなたが、もう決まってるんですか。

それと、府中町は狭い面積ですから、すぐどこでも対応できると思われると思うんですけども、広島市の災害が起こったんも、これは気象庁が発表して、県のほうと相談しながら出すと、避難勧告とか危険が生じたよというようなことで発表して、各市町村に連絡されると、私は思ってるんですけども、これは広い広島県全体を把握されてやられとると、府中町ではその情報が来たら直ちにそれをキャッチしてすぐ体制を整える準備はできとるとは思うんですけども、広島市の今回の起こった土砂災害についても、危険警戒情報が出たけども、市は発令せんかったとか、そういった後手、後手に回ってるんですね、全て。要は、よう判断し切れてないというのが現状なんですよ。まだ大丈夫じゃろ、これで発令したらちょっと早いかのとか、そういったので後手、後手になってしまうと。要は、我々は、我々が判断するから間違いないと常に思ってるわけですよ。私らがちゃんと判断するんだから、ちゃんとやるようにしとると、そういうふうマニュアルになつとるということになってるんですね。しかし、現実にはそうは動いてないと。

ことしですかね、地震が起こったときには、町長を初め、そのすぐこっちのほうへ来るという、役所へ来るというレベルではなかったんですけども、すぐ駆けつけてきたということがありました。これはすばらしいことだと思っております。

しかし、どこで来れない事態が発生するかわからないというのが現実でございます。そういった面で、常に対応できるから大丈夫という自信過剰はやめてほしいと。広島市でもそう思っられてから、こんなことなつとるわけですよ、まずですね。そして、すぐ避難所をあけるからということで、実際にあけられた結果を、新聞きょうも持ってきてますけども、あけられたのは災害が起こった後に1時間かぐらいおくられて初めて開設されたと。誰があけたかという記事も入ってます。学校関係者、市関係者があけたのは4件しかないですね。あとは、6件は自主防災会員とか子供会育成

会員とか、そういう方が開錠されたということなんです。この開錠されたということがどういう意味かというのが、私ちょっと物すごくひっかかってるんです。じゃあこの人らに鍵を預けとったんかなという、恐らく開錠ですから、ちゃんと鍵をあけて入られたんだろうと思うんですけども、現実にはそうじゃないだろうと、恐らく窓を破って入られたんだろうと思ってます。広島市で預けてるというのをちょっと聞いたことのないような気がするんですけどね。そういう状態で現実ですよ。恐らく府中町でもそうなることもあり得る、十分あり得ると、私は思ってます。

例えば、地震が発生したと、家が潰れたと、道路をふさいだと、役場から行こうにも動くことができない、また行こう思うたら遠回りしていくしかないとか、そういう状態が多々あると思います。そういった場合でも、確実に対応できるのは近所の方、じゃあ近所の方が留守だから、預けとるのにあかんじゃないかというようなことになるかもわかりませんが、それは一つの可能性であって、より早く避難所をあけるには、有効な手だてだろうと思ってます。

そういったところから、ぜひ近所の方、鍵を預けるということになりますと、保安責任とかそういった管理責任が出てくるかとも思いますけども、そこを改めて考え直していただいて、例えば小学校が避難所だったら、小学生が逃げるわけですよ、大人だけが逃げるわけじゃないんですよ。泥棒に入ったら、勝手に鍵あけられて荒らされたら困るとかいうんでは、子供も守れないということになります。したがって、近所の方の、人を見ればわかるでしょう、大体、この人ならば任せて安全だとか、そういったことをぜひ考えていただきたい。そうすることでより早く確実にあくようになるということです。鍵については以上です。

それと、避難所の備品ですね、備える備品、これはたくさん数多く置いとけということじゃないんですよ。例えば避難して、子供、赤ちゃん、そして病人、それらがたくさん、そうたくさんおるとは思いません。最弱者に対して毛布を1枚でもすぐ出してあげられると、水をすぐ出してあげられる、その程度でいいと思うんですよ。50枚も100枚も用意しなさいと、その避難所の避難人分だけ用意せいと言っとるわけじゃないです。例えば10枚でもいいんですよ、毛布をね。そういった配慮ができないのだろうかということです。そういったものをぜひ考えておいていただければ安心です。持っていくのに、冬場の夜だったら本当に冷えますよね。しかも雨が降ったりやあびしょぬれになって行くわけですね。そんなときに老人、赤ちゃん、そ

して病気の方は、ぬれたまま震えにゃあいけんわけですよ。そんな方はそう数がおるとは思いませんけども、そういった方をまず一晩だけでも助けれるような形で用意しておいていただけないかなと、そう場所はとらないと思います、この程度だったら。そういったことで私のお願いでございます。答弁お願いいたします。

○議長（中井元信君） 答弁。

町民生活課長。

○町民生活課長（金光一隆君） まず1点目の鍵は誰があけるのかという質問でございますが、施設管理されている管理者及びその施設職員に開錠をお願いするようになっております。

2点目の避難勧告等のおくれということでございますが、これはマニュアルどおりしなかったことによって、おくれが生じたということになっておりますので、マニュアルを守り、なおかつ避難勧告マニュアルどおりでなくても、広島气象台や広島危機管理課などへ助言を求めて、早目に避難勧告等を発令するように心がけております。

3点目の地震が起きた場合には、直ちに避難所の開錠ができないおそれがあるではないかという質問ですが、大規模地震の場合は、直ちに避難所へ避難するという行動ではなくて、建物の倒壊や落下物のおそれがあり、2次災害を防ぐため、発災後余震等を警戒しながら、直ちに延焼火災や建物の倒壊など、その他の危険から避難者の生命を守るために必要な広さを有する大規模な公園、学校、グラウンドなど、安全な防災空地へ避難する行動が最も安全な行動であります。その後に避難所へ避難が必要な被災者については、避難所に避難をしていただくようになります。

また、避難所開設については、避難所管理運営マニュアルにより、まず2次災害を防ぐために、避難者の被害状況や安全確認を行い、避難所として使用できるかを確認して、安全が確認できた避難所への避難者の誘導を行うこととしております。2次災害防止のための安全確認体制など、施設管理者等と協議しながら、各避難所ごとに開錠、開設のあり方については、今後整理、整備をしてまいりたいと考えております。

最後に、備蓄品のことでございますが、先ほど答弁でもありましたように、平成24年度からようやくと言ったらいいか、備蓄品を備蓄するようにはしておりますので、まだ絶対数が足りません。その絶対数を達したときに、そういったことは検討してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 3 回目の質問ございますか。

1 3 番力山議員。

○1 3 番（力山 彰君） 今、施設管理者が鍵をあけに来るということで、ある程度人名がはっきりわかってきてるわけなんですけども、その方、すぐそばのほうにおられるんですか、それとも遠く離れたところに住んでおられるのですか。府中町のその施設のすぐ近くならば、すぐあけることもできるけども、例えばその方が広島市に住んどったりしたら来れんじゃないですか。すぐあけに来るいうて、すぐ近くにおられるんですか、全員。まず、その点ですね。その点をよく考えてほしいと。

今もマニュアルどおりに動くから大丈夫だよというて言われましたけども、広島市もマニュアルはちゃんとつくられて、そのマニュアルは勉強されて、その運用するようにみんな努力されたんです。ほいじゃけど、実際にはそこまで行ってないと。それが現状です。そりゃ緊急時だから誰も慌てるんですよ。もうちゃんとマニュアルで筋書きが最初からできとりゃあそのとおりしますよ。突発はそういうわけにいかない。

それと、備蓄品ですけども、備蓄品も5枚ずつぐらいなら、毛布を5枚ずつぐらい置いとけんもんですか。もう各、府中町に何カ所ありましたかね、10カ所あったかな、10カ所、5枚ずつ置いても50枚じゃないですか、毛布は。まだ50枚買ってないという話なのかな。ちょっとそこら辺、私理解できないというか、納得できません。再度お願いいたします。

○議長（中井元信君） 答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（梶川幸正君） 今の開錠につきまして、施設管理者等々がすぐあけに来ることができないのではないかと、広島市とかいうことで、9月の一般質問でも言わせていただいたんですが、その後、今の安心安全室のほうで一括集中管理、鍵のですね、そういうふうな形で管理をさせていただいております。そういうふうな非常事態が起きた場合には、そちらのほうで対応していきたいというふうに考えております。

それと、今の避難勧告等々でございしますが、これも広島市の災害等がございまして、避難準備情報とか、早目の勧告とか、そういうことに町としては心がけるようにしております。ですから、できるだけ情報は速やかな形でやらせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。



○議長（中井元信君）　以上で、第１項、避難所の管理について、１３番力山議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第２項、町内会への加入促進について、１３番力山議員の質問を行います。

１３番力山議員。

○１３番（力山　彰君）　続けて質問いたします。町内会の加入促進について。

町内会は、よりよい地域づくりを目指し、春祭り、敬老会、秋祭り、亥の子などの各種コミュニティー活動、子供の見守り、年末夜警などの各種防犯活動、火災や災害に備えた防災訓練、広報紙配布、行政や町内会など、身近な情報を知らせる広報活動、ごみの集積場所の設置・管理、道路の清掃など各種環境美化活動など、いろいろな活動を行っています。

また、府中町南部地区及び北部地区では町内会連合会を組織し、府中町や各種団体と協調をとり、よりよい府中づくりを目指しています。

南部及び北部町内会連合会の総会資料をもとに、町内会加入率の年ごとの推移を調べたところ、平成１４年に８９％であった加入率は年々減少し、平成２６年は７９．５％となり、加入率はついに８０％台を切りました。

町内会への加入率が減少している原因の一つに、都市化、情報化が進み、生活意識や生活様式が変化して個人の意識が変わり、地域社会における住民の連帯感が薄れてきていることがあるかと思われます。

町内会では、新しく引っ越してきた方に町内会に入るよう常に呼びかけ、一軒でも多くの会員数をふやすよう常々努力をしているところです。

町においても、転入手続に来られた方に対し「町内会に参加しましょう」というリーフレットを配り、町内会への加入を呼びかけられておりますが、加入率が８０％台を切った今、新たな対策を講じる必要があるのではないかと考えます。

そこで、町内会加入率が８０％台を切った現状を町ではどのように考えていられるのかについてお伺いします。

また、住民課窓口での加入勧誘をより有効に行う方法、住宅やマンションなどの建築申請を扱う建設部と連携して、住宅や集合住宅などの建設申請があったときに、その建物を扱う個人や不動産業者に対し、入居者に町内会への加入を進めてもらうよう指導する方法、その他関係部署と連携することで、町内会加入率を増加させる方法が

ないかなど、町では町内会加入率を増加される方法をどのように考えておられるのかについても伺います。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（梶川幸正君） 13番力山議員の町内会への加入促進について、御答弁をさせていただきます。

議員御質問の、町内会加入率が80%台を切った現状を町ではどのように考えられているのかについてでございますが、町内会は地域の住民で自主的に運営されている最も身近な住民自治組織でございます。住民相互の連絡調整、地域での防犯・防災など環境整備活動により、地域住民全体の利益となる公共的な活動をされ、安心・安全なまちづくりの実現に必要不可欠な組織であります。

町内会加入率が低下している現状は、コミュニティー活動の振興を推進している本町といたしましても憂慮すべき課題であると考えております。このため、町といたしましては、年1回ではありますが、広報ふちゅうに町内会加入促進の記事を掲載し、呼びかけを行っております。

また、新たに町に転入された方々に対しましては、住民課において町内会の主な活動や行政との関係、行政の活動支援内容などを掲載した加入促進のチラシを配布する取り組みを行っていますが、加入率増加までには至っていない状態でございます。

こうした中、2つ目の質問の、町では町内会加入率を増加させる方法をどのように考えられているのかについてでございますが、現在、住民課において配布している加入促進チラシを新たに町へ転入される方が関係する部署のカウンター等へ備えつけ、加入促進のPRを行っていきたいと考えております。

また、日常的に加入促進を進めていくことが必要であると思われまので、町内会連合会とも連携、協議、調整の上、町のホームページに新たに町内会活動紹介コーナー等を設け、町内会の活動状況の紹介など、コミュニティー活動の振興に資する情報の掲載や広報ふちゅうの掲載内容等の充実を図ってまいりたいと考えております。今後とも町内会連合会と連携、協働しながら、町内会への加入について促進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） 2 回目の質問はございますか。

1 3 番力山議員。

○1 3 番（力山 彰君） ありがとうございます。広報のほうで町内会の動向、活動状況等を知らせるコーナーをつくるということでございますので、それはありがたく思います。

私が質問した中に、町民生活課だけがやるんじゃないに、建設部とか、そういったところとも連携が取れないんですかという質問をしてるわけですよ。例えば、マンションを建てるときには建設課に申請が来ます。そのときに、オーナーに対して、販売時には、またはマンションを貸し出すときには、必ず町内会へ入ってくれとか、マンション管理組合でつくって、その中へ一括して町内会へ入ってもらうとか、そういった呼びかけですね。

町営住宅が今度計画されて、今工事に少し入っておられます。例えば、町営住宅が建った場合には、府中町がそんなことをやっていただけるのかどうかですね。それが法律上は町が町営住宅であろうと、町内会加入を強制するわけにいかんということになつとるというのはよく知っております。しかし、だからといって、町営住宅を募集して、町内会へ入らんでもええんじゃないかねというようなことを片やすわけですよ、場合によっては、法律で禁じられてるから、そこら辺を考えて、ぜひ有効な手だてがないか、それを考えていただきたいということも含まれてるんです。この点についてもう一回お願いいたします。

○議長（中井元信君） 答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（梶川幸正君） 先ほどの答弁の中に、新たに転入される方が関係する部署のカウンター等へということは、一応建設部等にも、例えば公民館等にも、そういう出先機関、関係する部署へ新たに今の加入促進チラシを置かせていただいてPRをさせていただきたいというふうにございます。

それと、町営住宅は。じゃあ一応私のほうから以上でございます。

○議長（中井元信君） 今の質問者のほうからは、マンション建設等において指導していくとか、横断的な形の中で建設部なりがそういった徹底していくような指導していくべきではないのかというふうな質問だったと思うのですが、それについて、答弁、建設部長。

○建設部長（河中健治君） 町営住宅入居者に対しての加入促進ということでの御質問です。これにつきましては、町民生活課と建設部、連携して、加入促進について促していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中井元信君） 一般マンション等の建設についてはいかがでしょうか。

建設部長。

○建設部長（河中健治君） 建築確認時での加入促進につきましても、これにつきましても、生活環境部と連携して加入促進してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 3回目の質問はございませんか。

13番力山議員。

○13番（力山 彰君） 3回目はちょっとお願いという形になりますけども、私が持っている手持ちの資料で、平成14年度から26年度まで調べて89%だったのが、ついに79%と、13年間ぐらいでそれだけ下がってる。これを表にまとめてみました。表にまとめたら、左方下がりですうっと同じペースで下がってきてるんですよ。もう10年したらもう10%下がるんじゃないかなという僕は懸念してます。ぜひ町としても住民課の担当だからとか、町民生活の担当だからでなしに、全体でチーム府中町としてぜひやってほしいと。先ほど一番最初に述べましたように、町内会というのは自治に対してもかなりの貢献してると思うし、ふだん安心して暮らせるのも、町内会がしっかりしてれば、安心して暮らせるんじゃないかと僕は思ってるんですよ。そういったこともありますので、ぜひ町としても、ぜひお願いしたいということでございます。

以上です。

○議長（中井元信君） 以上で、第2項、町内会への加入促進について、13番力山議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第3項、公共施設のトイレ洋式化について、7番海渡議員の質問を行います。

7番海渡議員。

○7番（海渡弘信君） それでは、公共施設のトイレの洋式化についてということで質問をいたします。

誰もが利用しやすいユニバーサルデザインは、公共施設では特に重要です。家庭の洋式トイレ普及率は約9割とも言われていますが、公共施設においては、洋式トイレの改修がおこなわれていると思われます。

高齢者の利用者の多い、例えば空城公園のような場所では、洋式トイレの数が少ないため困っておられます。

子供から高齢者まで、安心して集い利用できるよう、早期に改善が必要だと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（中井元信君） 答弁。

生活環境部長。

○生活環境部長（梶川幸正君） 7番海渡議員の公共施設のトイレ洋式化について、答弁させていただきます。

議員御指摘の公共施設の洋式化の改修がおこなわれており、早期に改善が必要ではないかについてでございます。質問の中に公園の例示がありますので、私のほうから公園のトイレの洋式化を中心に答弁をさせていただきます。

公園の既存和式トイレの洋式化につきましては、便器のみを交換することは、スペース的なものや、隣のトイレを廃止して広さを確保することなど、諸問題で改良が難しいことがあります。

このため、町といたしましては、議員御指摘のユニバーサルデザインという時代にふさわしくあるよう、身障者だけではなく、高齢者や子供まで、全ての方が利用できる多目的型洋式トイレを促進するため、トイレの改修時等に洋式化を図っているところでございます。

現在の設置状況でございますが、トイレのある都市公園や地域の公園30カ所で、8割の公園に多目的型洋式トイレを設置している状況でございます。昨年度には、空城山公園に多目的型洋式トイレの増設を行い、今年度は鶴江児童遊園で多目的型洋式トイレを備えたトイレに建てかえを行います。引き続き、未着手な公園につきましても、下水道接続時期等には、地域の要望をいただきながら、トイレの洋式化の改善に努めてまいります。

また、他の公共施設のトイレの洋式化につきましても、利用実態等を検証しながら、検討をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） 2 回目の質問でございますか。

7 番海渡議員。

○7 番（海渡弘信君） トイレの洋式化といっても予算が要ること、お金がかかること、それは重々承知しておるんですが、私もちょっと公衆トイレをいろいろ回ってみたんですが、今言われるように、洋式便所と和式便所が1つずつある、庁舎なんかでも一緒ですけど、あります。だけど、和式トイレに対して、私らも特になんですが、かがむことができんのですよ。そしたら、持つところがないんです、手をね。だから、たちまち洋式に変えられんのなら、手すりないにつけるように、そしたらお年寄りでも手すりがあれば、和式トイレでも楽にできるんじゃないかと思うんですけど、そういうところを一遍に洋式トイレに変えてくださいいうても、なかなかいたいことだと思うんで、一つでも手すりでもつけて、お年寄りが使いやすいトイレ、今ほとんどあちこち行ってみると、新しいところはほとんどもう和式トイレはありませんので、庁舎なんかでも一緒ですけど、なるべくたちまちは手すりだけでも早目につけてもらうように要望としてお願いします。

○議長（中井元信君） 要望だけでよろしいですか。

○7 番（海渡弘信君） はい。

○議長（中井元信君） 以上で、第3項、公共施設のトイレ洋式化について、7 番海渡議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第4項、私、特養に入れますか？について、18 番林議員の質問を行います。

18 番林議員。

○18 番（林 淳君） 私、特養に入れますか？というタイトルが、何かすごく皆さんの議員の間で非常に好評であります。それにふさわしい答弁をお願いします。

介護保険制度が始まって来年度は16 年目、3 年ごとに見直しすることで、6 期目に入ることになります。ことし4 月から消費税が5 %から8 %に上乗せされた際、消費税増税分は全て社会保障に充てると安倍政権は公約しました。ところが、ことし4 月、安倍内閣が提出した医療介護総合法案は国会で強行可決されましたが、どうもそういった約束事が守られたようには見受けられません。

全国介護保険担当課長会議で、市町村が新総合事業の指針となるガイドラインの案を示しました。これを見ると、介護保険制度の向上のため消費税が投入されるどころ

か、大改悪になると思われます。その要点について質問します。

第1は、特養の入所は、これまでは介護1から可能でしたが、来年度から変わるようですが、どう変わるのか。現在、入所している人たちをどう扱うのか。

第2は、予防介護として始まった要支援1と2の扱いも変わりますが、どう変わるのか。私の理解では、要支援1、2には介護給付がなくなり、したがって、国は手を引くので、後は自治体に丸投げをする。1、2に対する介護はやるのか、やらないのかは、自治体の勝手次第になるのではないかと、そんなふうに考えていますが、その理解でいいのかどうか、伺います。

第3点は、現在は、利用者負担は1割ですが、負担の2割導入が厚生労働委員会で論議され紛糾しました。簡単に言うと、厚生労働省が出した資料が捏造だったんですね。事実と間違える資料を策定して委員会に提出した。それを暴露する議員がおりまして、厚生省はおわびをしたというところまでは聞いてるんだけど、その結果はどんなったのか、ということを答弁ください。

ところで、日本の高齢化のピークは2025年です。およそ10年後と言われます。総合法が実施されると、多くの介護難民の出ることが懸念されています。府中町では、チェリーゴードの特別養護老人ホームのほか、地域密着型特養が2つの施設、さらに3つ目の施設が来年4月にオープンする予定です。この後の新設計画はありますか。

現在、府中町民で特養入所者は何人で、待機者は何人ですか。

最後の質問です。これは町民の方からタイトルにありましたように、私、特養に入れますかと、よく出る質問です。2つのモデルで教えてください。

1つは、70歳独身、収入は国民年金のみの約80万円のケース、2つには、70歳の夫婦で、年収は夫の厚生年金200万円、妻、国民年金80万円、計280万円の家庭です。この2つのモデルの自己負担の総額を示していただきます。

この介護保険制度というのは、ちょうど2000年から始まったんですけども、そのとき「保険あって介護なし」ということを言われた女性の方がおりまして、その言葉どおりになりつつある。保険制度でお金を取るけれども、自分が実際に介護制度を利用しようと思うと利用できなくなっているという意味なんです。何とかして府中町ではそういうことのないように、知恵と力を集めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（中井元信君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君） 18番林議員からの、私、特養に入れますか？という御質問に御答弁申し上げます。

現在、全国で特養の入所待機者が52万人を超えているというふうに言われております。そのため、国では介護度の高い被保険者が優先的に特養に入所することができるようにということから、平成27年度から入所要件の変更が予定されております。これまでは要介護1から5までの方が入所できましたが、来年度からは原則、介護度3以上の方であることが入所の要件になってまいります。ただし、介護度1、2の方であっても、認知症であったり、家庭環境などにより在宅での日常生活を営むことが大変困難であると認められる場合には、市町の意見を求め入所することが可能とされております。

なお、現在入所しておられる介護度1、2の方につきましては、入所は継続できることとされておりますので、このたびの制度改正により退所を求められる、退所してくださと言われることにはなりません。

次に、要支援1、2の方を対象とした介護予防サービスの変更点でございます。平成27年4月から29年4月までの間に介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護の2つのサービスを市町が実施する介護予防日常生活支援総合事業に移行させることを求められております。

当町では、この介護予防日常生活支援総合事業への移行につきましては、利用者の方や事業者への周知とサービス提供体制の整備に2年間の準備期間をいただき、平成29年4月からの移行を予定しております。

次に、介護サービス利用者負担の変更点でございます。

介護保険制度発足以来、利用者負担は1割でございましたが、平成27年8月からは一定額以上の所得がある方については、利用者負担が2割となります。年金収入プラス、その他の合計所得の金額が単身世帯の場合には280万円、2人以上の世帯の場合には346万円以上になりますと、利用者負担が2割となります。被保険者の所得により費用負担が異なることとなりますので、個別に負担割合証を交付させていただくことになろうかと思います。

次に、特養の新設計画についての御質問でございます。



現在、町では第6期介護保険事業計画の策定作業に取り組んでおります。介護保険事業計画では、サービス提供体制の整備方針を定め、計画期間3年間のサービス供給量と給付費を推計し、給付費を賄うための保険料設定を行います。新聞報道などによりますと、介護報酬の引き下げ改定が予定されているようではございますが、いまだ介護報酬改定の詳細は明らかにはなっておりません、

このことから、現時点では、第6期計画期間中の給付費の総額を見込むことができず、高齢者の皆様に御負担いただく保険料の設定にまでには至っておりません。特養を整備すれば、給付費が増大いたします。このことから、保険料にも大きな影響を与えることとなります。今後、報酬改定等の詳細が明らかとなった段階で保険料の上昇などを勘案し、特養の新設を計画の中に盛り込むことが可能であるかを検討してまいりたいと考えております。

次に、特養入所者と待機者についての御質問でございます。一般質問No.11、参考資料をごらんください。

この資料では、要介護、要支援の認定者数、特養入所待機者数、それから施設入所者数を3つの一覧表でお示ししております。

一番下の表が、入所系のサービスを受けておられる方の人数を示した一覧でございます。平成26年4月1日現在で、町内、町外を問わず、特養に入所しておられる方は115名でございます。

真ん中の表が特養への入所を希望しながらも、待機状態にある方の一覧でございます。平成26年4月1日現在で270名の待機者となっております。このうち、入所要件で優先度の高い介護度3以上で、在宅の方は65名となっております。私たちはこの人数に着目して対策を講じる必要があるものと考えております。

最後に、特養に入所した場合に必要な自己負担の額について、2つのモデルを示しての御質問でございます。

特養に入所する場合には、入所一時金のような初期費用は必要ありません。入所後の月額費用は、介護サービス利用に係る自己負担分と、家賃、光熱水費、食費など、いわゆるホテルコストと言われる費用に加え、娯楽費用、おやつ代など、その他経費が必要となってまいります。

介護サービス利用に係る自己負担分は、介護度によって異なります。御質問の事例には介護度が示されておられませんので、介護度4と仮定をさせていただきます。2つ

の事例とも、平成２７年８月以降も自己負担の割合は１割のままであり、自己負担額は３万２，４３７円となります。

次に、ホテルコストでございますが、町内の地域密着型施設のユニット型個室を１カ月、３１日利用した場合に、一般入所者の場合には１０万３，８５０円になります。しかし、イのケースの方は補足給付により軽減制度の第２段階に該当されますので、３万７，５１０円の御負担となります。ロのケースの方は、軽減制度の第３段階に該当され６万７６０円の負担となります。

その他経費につきましては、施設により設定額が異なりますが、これを５，０００円と仮定させていただきます。

以上を合計いたしますと、ホテルコストの軽減を受けられない方の場合は、月額１４万１，２８７円となりますが、イのケースの場合には月額７万４，９４７円、ロのケースの場合には月額９万８，１９７円となります。

さらに、介護保険の自己負担額については、所得段階ごとに一定額を超える自己負担額について、高額介護サービス費の払い戻しの制度がございます。イのケースの方については、限度額１万５，０００円と設定されており、ロのケースの方については、限度額２万４，６００円に設定されておりますので、申請により超過負担分の払い戻しを受けることができます。この払い戻しを考慮した上での自己負担額は、イのケースの場合には月額５万７，５１０円、ロのケースの場合には月額９万３６０円となります。

ここでお示した金額は、施設や部屋の形態などにより異なる部分がございます。一つの例、目安として御理解いただきたいと思います。

多くの方が特養への入所を御希望しておられるという実態もございますが、可能な限り長期の在宅生活を望んでおられる高齢者がほとんどであろうと思います。真に在宅生活が困難になった方が希望どおりの施設に入所することができる体制に近づけるとともに、一日でも長い在宅生活を送っていただけるためのサービス提供体制の確保に努めてまいります。

答弁は以上でございます。

○議長（中井元信君） ２回目の質問はございますか。

１８番林議員。

○１８番（林 淳君） 非常にわかりやすく、いい答弁でした。私も質問した立場か

ら非常によく理解できたというふうに思います。ありがとうございました。

いま一つの質問は、モデルという意味で質問したほうがよかったかもわかりませんが、府中町では五百三、四十人の生活保護受給者がいらっしゃいます。お年寄りで、なおかつ、あわせて病気を持ってる人が非常に多いんですね。そういう生活保護受給者が入る場合、特養に入所する場合の費用がわかれば、教えていただきたいということ、まずそれが第1。

第2点は、先ほどの御答弁の中にもあったんだけど、もう少しはっきりさせたいと思うのは、実は、私、保育所の新しい制度ができて、来年度からですね、保険料が幾らかっていうことを聞いたときに、実はまだ仮の保険料ということでは情報は入ってるけど、まだ出ていないという答弁でした。恐らく当初、消費税が上がるので、厚生労働省が新保育制度に対して1兆1,000億円のいわば予算を組んで、それに対応するって言ってたのが、実はそれが工面がつかないというか、要するに増税のほうから回らなくて、7,000億円しか見通しがつかないということで、新保育制度がスタートしても保育料が確定しないんですね。

実は、この今質問してます介護保険制度も、当初安倍内閣はほとんど全てを社会保障制度に回すと、上がった部分はですね、1%、大体2兆6,000億円と言われてますけど、そう言ってたんだけど、その中で介護保険には1兆円を回す、上げた消費税の中の1兆円を介護保険に回す、それによって、今、介護保険の財源は半分は公的負担ということで、国、市、県、府中町というふうに持ってますね、半分はね。あとの半分は第1号保険者、65歳以上と、そして40歳から64歳の人たちで案分して、それでそれを材源にしています。それを60%、1兆円突っ込んだら、公的負担は60%になるから、ということになると言ってたんですね。そうすると、1号、2号の保険料が40%でいいじゃないですか。だから、僕はそれが本当ならば、実は保険料が安くなると思ってたんですね。もちろん、これは今になってみれば、もううそっぱちなわけだけども、そういうことを言ってたんですよ、8%に消費税を上げるときにはね、保育料と同じ形のうそっぱちなわけだけども。先ほどの答弁を聞くと、まだ未確定というので、実際に聞きたいのは、保険料どうなるのっていう質問なんだけど、先ほどの御説明では、まだその辺が確定してないとかいったようなニュアンスの御説明だったので、その点どうなるのか。要するに、保険料どうなるのという質問です、一口で言えば。

以上です。以上２点。

○議長（中井元信君） 答弁。

福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（立石佳之君） 林議員さんの２番目の御質問で、生活保護の方の費用負担につきまして御質問がありましたが、軽減制度の中で、生活保護の方は３つの軽減制度の中のやはり一番軽減額の多い制度ということで、イの方が第２、ロの方が第３であったんですけれども、生活保護の方は第１段階に該当されると。あと、軽減制度で大きく第１段階、第２段階で変わられるということは、食費の部分が１日当たり３９０円から３００円になるということで、９０円の１日当たりの減額が起これと。３１日ですから、２，７９０円が先ほどのイのケースの方から減額されると、それとともに、１万５，０００円の自己負担ということが起こってくるんですけれども、これについても生活保護のほうで対応されるということが起こってまいります。

私のほうからは以上でございます。

○議長（中井元信君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君） 消費税率の引き上げの財源をどこへ持っていくかというお話でございますけれども、１０％への引き上げがちょっと延期されたということで、厚労省の中でも綱引きが行われておるようでございますが、どちらかという、子育てのほうにウエートが高い、子育てのほうにちょっと引っ張る力が強いかなという印象が最近しております。ということは、お年寄りのほう少し我慢してくださいということになりそうな雰囲気が少しございます。

それから、きょうの中国新聞にも出ておりましたが、介護報酬の引き下げの方針で示されたということなんです、これもまだ財務省と厚労省の間で押したり引いたりがあるかと思しますので、ちょっと私たちにはまだ見え切らないところがあります。

それから、円を示しての御質問でございましたけれども、あの円の形は基本的に変わる予定はないというふうに聞いております。

それで、保険料が一体どうなるのかということでございますが、現在標準のランクで１カ月５，５３３円だったというふうに記憶しておりますが、これが上がることは恐らく間違いのないであろうと思っております。いうのが、介護サービスの利用の頻度が上がっておりますし、そういうふうな施設整備も進んでおりますので、利用いただく環境が整ってきておるということや、高齢者数自体も数がふえておりますので、給

付費総額はふえざるを得ない。したがって、保険料も上がる傾向にはあるだろう。今、不確定な要素として、介護報酬、一つのサービスを受けた場合の単価がどうなってくるのかというところが明らかになってこないと、なかなか見え切らないわけですが、いずれにいたしましても、元気な高齢者の方も、それから現に介護サービスを受けておられる高齢者の方も、ひとしく御負担いただく保険料でございます。８割の方は介護サービスを受けないで保険料だけを御負担いただいておりますから、御負担いただくのにも限度もあると思いますので、どれだけこれを抑えることができるかという努力もまた私たちに課せられた責務だと思っております。そうは言いながら、施設整備も求められておるということで、ちょっと兼ね合いを探りながら、金額の設定をしてみたいと思っております。

○議長（中井元信君）　３回目の質問はございますか。

１８番林議員。

○１８番（林　　淳君）　次長の答弁についての再質問なんですけど、先ほど生活保護受給者の場合で御説明いただきましたね、自己負担どうだと。私の記憶では、府中町で、７０歳で独身の場合の生活保護の金額は、たしか１１万４，０００円か５，０００円ぐらいだと思うんです。だから、ずばり聞きますけど、その給付は当然介護施設に入っても受けれるものと見て、じゃあそれだけの、これは実は住宅扶助という項目で、府中町の場合、１人の場合、たしか３万５，０００円だったかな、それを足したのが１１万４，５００円なんですけども、それで介護施設に入れるのかどうなのか、ずばり。生活保護を受けてる人が、その給付される金額をもって施設に入ることが、財政的にという、経済的に可能なのかどうなのかという、ずばりその質問です。

○議長（中井元信君）　答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（末釜由紀夫君）　入れるという答えだけでよろしいでしょうか。生活保護を受けながら施設に入所しておられる方、現に複数いらっしゃいます。ただ、一般住宅に在宅生活を送っておられるときの金額がそのまま保護費ということにはならないと思っております。入所されれば、額の算定し直しが当然出てきますので、そのことによってお小遣いがふえるということにはならないと考えております。

○議長（中井元信君）　以上で、第４項、私、特養に入れますか？について、１８番林議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

本案につきましては、厚生委員会へ付託したいと思います、御異議ございませんか。

○議長（中井元信君） 御異議なしと認め、請願第1号、小学校卒業までの医療費完全無料化を求める請願は、厚生委員会へ付託することといたします。

~~~~~○~~~~~

本件につきましては、提案者が全員でございます。よって、提案説明、質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、日程第４、議員提出第７号議案、「女性が輝く社会」の実現に関する意見書については、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

提案者の説明を求めます。

○議長（中井元信君） 議事進行がございました。議事進行に対して賛成の方の挙手。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 10時55分までの休憩といたします。休憩。

（休憩 午前10時45分）

（再開 午前10時55分）

○議長（中村 勤君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第5、議員提出第8号議案、府中町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。

15番加島議員。

○15番（加島久行君） 日程第5、議員提出第8号議案。

平成26年12月16日。

府中町議会議長中井元信様。

提出者 府中町議会議員加島久行、慶徳宏昭、西友幸、岩竹博明、梶川三樹夫。

府中町議会議員定数条例の一部を改正する条例について。

このことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び府中町議会会議規則第12条の規定により提出します。

府中町議会議員定数条例の一部を改正する条例。

府中町議会議員定数条例（平成14年条例第34号）の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「16人」に改める。

附則。

（施行期日）この条例は、公布日以降初めてその期日を告示される府中町議会議員一般選挙から施行する。

提案理由。

府中町議会の議員の定数を変更したいので、地方自治法第91条の規定により、条例を改正するものでございます。

提案理由の趣旨をしばらく説明させていただきたいと、このように思います。

議員の定数は、地方分権一括法が改正されまして、それぞれの議会が条例で定め、定数の枠組み規定は撤廃をされております。

今日の議決機関であります議会として2名の削減の案ではありますが、議員おのこの

が町民のための議員活動を展開することで、府中町の行政が後退になるということはない、このように強く思っております。

私ども議会も多くの声を議会に反映しながら、行政のチェック機関としてその機能を発揮するものにも、2人削減したから、この議会、府中町の行政が間違った方向に行くとか、そういう危惧はいたしておりません。通信や交通手段の進歩、公文書公開条例やインターネットの普及など、町民の行政参加は増加をしており、議員が減ることに伴う弊害はほとんどないと、このように私は考えております。

行政におかれましても、区画整理や教育施設の耐震化、公共下水道、道路などの基盤整備に着手し、これからやってくる高齢化対策、少子化への対応に努力をされております。大幅な税収を、期待を少し持ちながら、経費の削減などに行財政改革へ最大の努力をされておることは、皆さんも御承知のとおりだと、私もそのように痛感をいたしております。

それから、0.2%の都市計画税を町民にお願いをいたしております。本当にまさに苦渋の選択でありました。議会としてもそういったことを思い、議員定数の削減を行って、身を切る決断をすべきだと、そのぐらいのことは議員は血を流してもいいんじゃないか、そのように私は考えております。そういった気持ちでこの提案をさせていただきます。

そして、これから進化した議会運営を進めながら、住民の信頼を得るために最大の努力をすべきと、このように考えております。

議員定数の削減は、私は思っておるんですが、ほとんど間違いはないと思いますが、府中町議会の安定と、そして議員各位を含めながら、町の発展に通ずるものと強く確信をいたしております。

さきの9月の議員選挙におきましても、多くの住民の声は、議員の定数を削減すべきとの声が大変ありました。このことも事実です。20名から18名にするときの審議の中にも、16にしたらという強い意見もありました。そういった経緯を踏まえながら、私は謙虚な気持ちで町民の声を大切にしたいと、このように思っております。

そういったことで、皆さんの御理解と御協力を心からお願いをし、提案理由とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（中井元信君） 以上で提案説明を終わります。

質疑ございますか。



（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、討論ございますか。

討論ありということでございますので、初めに、原案反対の者から討論を行います。

原案の反対の方、１８番林議員。

○１８番（林 淳君） ただいま提案されました定数を１８から１６に削減するという提案に対する反対討論を行います。

私、提案の理由を聞いて、どうもはっきりしないなあという印象を持ちました。根拠が曖昧だという意味なんです。したがって、私は、第１に、この提案に反対する理由の全国で府中町と同規模の５万人の人口を持つ市、町の議員定数の実態を根拠にして反対討論します。

５万人の市、町ということで私が引用したのは、５万５，０００人から４万６，５００人の人口を持つ全国で６８の市と町です。その議員定数の平均は２１人です。これを議員１人当たり人口で見ますと、２，４０７人に１人の議員ということです。府中町の人口をこの数で割りますと、実は２１という数字が出ます。すなわち、府中町の議員数は２１人がふさわしいのであって、現行の１８人は少な過ぎるというふうに言えるというふうに思います。１８をさらに１６に削減するということの反対の理由の第１です。

第２に、議員に対する国民のさまざまな批判の声があるのは事実です。それは、私は思うに、国会でお手盛りの政党助成金が制定されてから一層高まりを見せています。国会議員の報酬は年約２，２００万円なのに、政党助成金は１人当たり４，４００万円にもなります。日本共産党は、憲法違反としてこれに反対し、受け取りを拒否していますが、国民１人当たり、赤ちゃんからお年寄りまで、１人当たり２５０円、年間３２０億円を、共産党を除くそのほかの政党が分け取りしております。国会議員同様、その他の議員も、そりゃ県議員や市議員や、あるいは町会議員も、この国会が行った政党助成金のお手盛りと同じように、勝手気ままにいい思いをしてるんじゃないか。国民がそう思うのは当然で、その声がこんな議員なんか要らない、減らしてしまえ、というふうに修練されたのだというふうに考えています。それを受ける形で今回の議員定数削減の提案が出されたのではないか、これは私の推量です。今、提案の中に、議員が身を切るというお話をされました。そういうケースも全くないとは思いません。

しかし、考えてみますと、皆さん消費税というのは、制定されてから、制度が導入されて26年になります。その間、消費税は282兆円支払われました。納入されたんですね。ところが、それと同時にスタートした法人税減税、その金額が254兆円なんです。ということは、皆さん、国民の町民の皆さんも思ってるんだけど、消費税を取ってるんだから、当然先ほどありましたように、介護保険だとか、あるいはさまざまな年金だとか、そういうところへ回ってくるものと思ってるけど、おっとどっこい全然違う。法人税の減税が消費税の導入と同時にずうっと進んで、大体43%から、今31、2%になっています。要するに、消費税は全部法人税の減税にほとんどなくなっちゃったんです。これが第1。

それから、第2に、どうなったかいうと、前にも総務部長がお答えになりました。府中町の職員は72万円平均で給料が減ってます。そうするとどうなるかわかります。国に入る所得税が激減するんです、賃金が下がったから。また、府中町に入ってくる町民税もどんどん減ってます。この5年間で3億円ぐらい減ってます、府中町の。この金額、要するに賃金が下がったり、店の経営が収入が減っていく。例えば小さな商店にしても、それでの税が減った、税収入が減ったのが284兆円というふうに言われています。

だから、確かに先ほども僕は質問したように、消費税を上げたら保育料を安くするよ、消費税を上げたら介護保険料を安くするよ、できないんですよ。言うのは言うたが、実際に計算してみたら、そんなことはとても消費税を引き当てるとのことなんかできない。それだけどんどん税収が下がってます、不景気によって。だから、先ほど出ましたように、町も財源に御苦労なさって、確かに都市計画税を0.1%から0.2%に引き上げたけれども、そういったことが実は原因なんですね、税収入が落ち込んでくるのが。

だから、そういうふうにどこからそういう問題が生じとるのか、その原因を取り除かなければ、問題の解決がないというところに結論を導かなければ、身を切るっていうような話になるんですね。僕は違うと思います、それは。身を切るんじゃないくて、原因を明らかにし、それに対してどういうふうに反対論を町民に訴え、みずからもそのように努力するということが大事だというふうに思います。だから、府中町議会としては、報酬や政務活動費の実態を明らかにする。また、議員の仕事を町民に理解していただく努力が必要だというふうに思います、身を切るということについて言えば

ね。

3つ目に、府中町は今人口で日本一の町です。これを名実ともに日本一の町につくり上げる責任の一端を私たち議員が担ってるというふうに思います。

かつて、子育てするなら府中町にと言われ、つい最近でも、住宅産業界の調査で、中・四国9県で府中町は一番住みやすい町にランクされたんですね。御存じの方もいると思いますけども、「人がきらめき、町が輝く、オアシス都市」大層立派な言葉だし、いいなと思ってるんですけど、と銘打った第3次総合計画を来年度で終わり、今、第4次総合計画の策定が町長以下、職員の手で進められています。そんなまちづくりに町長、職員とともに私も参画したという誇りが持てるような議員として研修を積むことが議員定数削減の声に対する答えであるというふうに思い、議員定数削減の反対討論といたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（中井元信君） 次に、賛成討論を行います。

原案賛成の方、10番慶徳議員。

○10番（慶徳宏昭君） 10番慶徳でございます。私は原案に賛成する立場で討論を申し上げたい。

お手元にありますように、加島議員を初め、梶川議員、5名の方もこの議員提出議案に賛同いただいております。加島議員から提案理由の説明がございましたので、思いは一緒でございますが、少し違った観点からこの討論に入りたいと思います。

先に結論を申しますと、私はもっと若い方にチャンスを与えるべきだろうと思います。チャンス。もっと若い方、行政に関心を持っておられる方、たくさんおられると思います。できることなら、40代、50代の方、どしどし町行政に参画をしていただきたいと、そういう思いでこの定数削減条例の提案者になっております。

もう少し具体的に申しますと、お金のことですから、余り言いたくないんですが、皆さん、議員の歳費、御存じだろうと思いますので、あの歳費で生活できますか、一月。若い人ね、出たくてもこれじゃあ出れませんよ。家族を養わなきゃいけないのですよ。今、仕事を持っておられるわけです、どんな仕事についておられるかは別にしましてもね。その仕事をやめて、選挙というのはかけですからね。30年、40年、それは議員として活躍される方もおられるかもわかりませんが、ひょっとしたら1回目で滑っちゃうかもわからん。1回目は通っても2回目で落ちるかもわからん。だとすれば、

私、政治に興味があるんだ、府中町をよくしていこうよという、思う方も手を挙げる  
ことができんじゃないですか。だから、我々はそういった若い人たちにもこういった  
議会で活躍していただける土壌を、土壌ですよ、つくっておく必要があるんじゃない  
かと思います。

先ほど少しお金のこと触れましたが、せめて、せめてあと 2 割、3 割は歳費という  
形の中で若い人をどんどん出てください、仕事をやめても議員に出てくださいやとい  
う雰囲気をつくっておいてあげないと、府中町、私は本当日本一の町だと思いますよ。

歳入面で言うと、年によって違ってきます。大手企業が景気がいいときは、そら  
10 億円単価で入ってきます、法人町民税。恐らく 26 年度もかなりいいものが入っ  
てくるのかなと思います。だけど、これは交付税という形で不交付団体になったり、  
交付団体になってくるわけですが、これもらったり、もらわなかったりとい  
うのがここ続いております。したがって、安定的にこれが入ってくるのであれば、も  
っともっといい行政ができるんだと思いますけど、法人税が少なくても、府中町は当  
面のインフラの整備は既に済んでおります。これからこういった形で次のインフラに  
入っていくのか、次のソフトに入っていくのかというのは、これから示される 4 次総で  
明らかにされると思います。

しかし、我々の役割として、若い人たち、もっともっとうこういう機会を与えて頑張  
っていただくためには、ここの部分の 2 人を落として、落とした部分を 16 名さんに  
還元するということで、魅力ある土壌をつくっておけば、府中町はもっと変わってく  
ると思いますので、ぜひとも皆さん方御賛同いただきたいということで、賛成討論に  
かえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中井元信君） 賛否両論出ましたので、以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員 17 名で、採決に加わる者 16 名でございます。

お諮りします。

日程第 5、議員提出第 8 号議案、府中町議会議員定数条例の一部を改正する条例に  
ついて、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中井元信君） 賛成少数でございます。よって、日程第 5、議員提出第 8 号議  
案、府中町議会議員定数条例の一部を改正する条例については、否決することに決

~~~~~○~~~~~

ここで町長が御挨拶したいと申し出ておられますので、許可します。

○町長（和多利義之君）　１２月定例議会閉会に当たりまして一言お礼を申させていた  
だきたいと、このように思います。

また、この間たくさんの御意見もいただいて、いい返事をしたものも多々あったと思いますが、一層いかにするかということで検討しながら、実現に向けて努力をさせていただく、こういうことも約束をしておきたいと。

それと同時に、年度当初に非常に心配したことでございますが、それは何かといいますと、事業の発注でございますが、何とか大きな問題もなく、順調に執行をさせていただいておると、あと残るものはそうないんじゃないかと、これからも努力をしながら、そのようにしてこの年度を終えたいと、このように今思っております。どうぞ今後ともにひとつ皆さん方の御協力をお願いしておきたいと、このように思います。

最後にいたしますが、ことしもあと15日残すのみとなりましたが、それぞれお元気でひとつ活躍をされて、来る新しい年は家族ともどもに、すがすがしいすばらしい新春をお迎えされることを念じまして、一言お礼にかえさせていただきたいと、このように思います。ありがとうございました。

○議長（中井元信君） これをもちまして、平成２６年第４回府中町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

– 29 –